

PERSONAL GYM GAIN 利用規約

第1条 (会費のお支払いについて)

原則として、入会金、入会月分及び次月分を一括して現金、またはクレジットカードにより支払い、以降の会費は会員指定の銀行口座より翌月分を自動引落とする。
(2021年11月分より適用)都度利用(ビジター利用)の場合は、その都度現金またはクレジットカードにて精算する。

2項

頂戴した会費、または引落予定の会費に関しては、規定数のサービスを受けたか否かに関わらず、またはいかなる理由を問わず(月途中での一方的退会、休会も含む)、規定の金額を請求するものとし、日割、回数割等の減額請求は認めないものとする。当月サービスの不足分は、次月に持ち越すこととし、退会後においては不足分のセッション請求または金銭的精算は一切認めないものとする。

3項

会員は、毎月規定の時間数に応じたサービスを受ける権利を有し、当ジムは当該会員コースに応じた金銭を受ける権利を有する。一方において当権利を放棄したとしても、一方当事者の権利を妨げることができないものとする。

第2条 (休会、契約内容の変更について)

休会は、会員の指示による1ヶ月単位での当該契約停止を意味する。休会中は振替分も含めセッションを受けることはできず、会員が指定した休会期間満了から従来の契約が自動で復帰するものとする。ただし、休会期間中に休会期間を延長する旨を表示した場合はこの限りでない。
休会は最長で3ヶ月とし、3ヶ月以上停止する場合は、当ジムは当会員が退会したものとみなすことができる。

2項

当月10日を過ぎて休会の意思表示をした場合は、当月の規定料金の請求を妨げない。また、10日以前にセッションを受けており、10日までに休会の意思を表示した場合は、そのセッション数による請求とする。

3項

セッション数の変更など、契約内容の変更については、休会の規定に準じる。
例) 月8回のセッションから月4回のセッションに変更する場合は、当月10日までに申請が必要です。10日を過ぎた場合は、最短で翌月からの反映となります。

第3条 (退会について)

退会とは、当スタジオの利用契約を解除することをいう。
退会または休会の申請は、退会される月の当月10日までにメールまたはそれに準じた方法にて申請するものとする。(様式は問わない)

例) 8月31日付退会(休会)の場合、8月10日までに申請

3項

退会または休会の当月10日を過ぎての退会または休会の申請に関しては、翌月末日までを通常会員とし、会費が発生するものとする。

例) 8月11日から9月10日までに休会または退会の申請をした場合は、9月30日をもって退会とする。

第4条 (強制退会)

当スタジオの利用規約を厳守できない場合、当ジムの判断にて強制退会とする。

第5条 (復会について)

退会した日より6ヶ月以内に復会する場合、復会手数料3,300円(税込)を支払いの上で復会できるものとする。

※ 妊娠・怪我の場合は期間を1年間とする。

第6条 (欠席について)

やむなく欠席する場合、会員は必ず事前に当ジムへ連絡するものとし、当連絡が前日までにある場合は、欠席月を含め、1ヶ月以内で当施設の空いている時間に限り振替を可能とする。当日キャンセルの振替は毎月1度のみとし、2度目の当日キャンセルはセッションを行ったものとして扱う。連絡なき欠席の場合は、サービスの履行を貫徹したものとし、振替はこれを認めない。当該振替期間内に振替指定がない場合は、各期間の徒過を以て失効する。

2項

同時セッションの場合、一方の会員が欠席した場合であってもこれに代わる振替はしないものとし、一回分を履行したものとみなす。

第7条 (遅刻について)

予約時間に遅れた場合、原則として予約時間内でのサービスとする。

第8条 (入場の制限について)

飲酒後の恐れがあると判断し、または暴力団関係者並びに会員以外の入場はできないものとする。当該理由によって入場できない場合であっても、返金、替はしないものとする。
※特別なご事情で、会員様以外の方をお連れになる場合は必ずスタッフの許可をお取り下さい。

第9条 (予約について)

会員の責任で当月全ての予約を取得するものとし、翌月以降においても同様とする。会員の過失によって予約をせず、規定数のサービスを受けられない場合であっても、会員は当ジムに対して減額請求をすることができない。

- 定休日について なし
- 電話番号 03-5579-8826
- メールアドレス gain-gym@tsc-ltd.net
- 営業時間
10:00~22:00

以上、当利用規約を十分に理解した上で下記にサインし、入会の意思表示とする。

令和 年 月 日
署名 [_____]